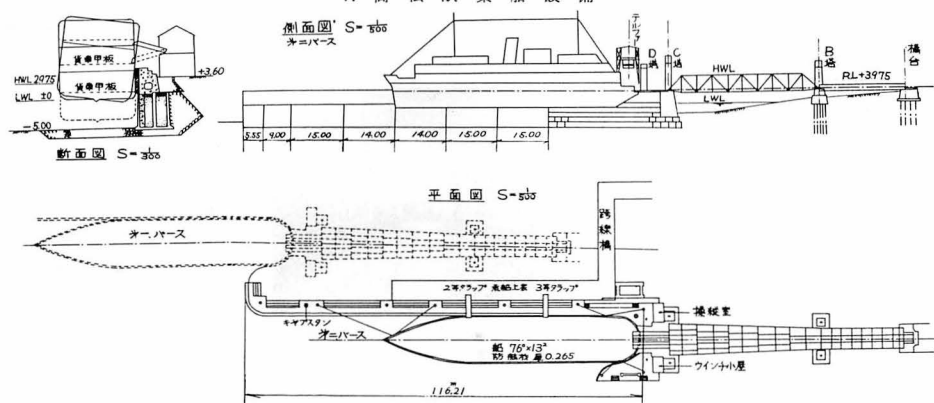


7. 高松駅繋船設備



上設備と船内設備とに分つが、陸上設備は*可動橋を、船内設備は車両甲板と車両緊締具をその代表的なものとする。

現在わが国における車両航送は、鉄道路線の一環として国鉄が経営する青森・函館間および宇野・高松間を結ぶ海上路線(航路)に行われ、海陸連絡の可動橋は上記の各港に設備される。

—水陸連絡設備。連絡船の車両積載設備。(今留光国・梶田 功)

しゃりょうさい 車両債 鉄道会社が資金を調達する方法として、その担保となる車両の担保力を維持するため考案されたもので、一般投資家からみると、鉄道会社の営業成績に関係なく有利かつ健全な投資対象となるので、米国では大いに利用されている。現在米国で用いられている車両信託融資の方法としては、主としてつぎの2つがある。

1 条件付売買法

歴史的には、つぎに述べるフィラデルフィア法より新しく、別名ニューヨーク法とも呼ばれている。これは車両製造会社が鉄道会社と車両を売却する契約を締結し、鉄道会社は各車両完成ごとに10%ないし25%の代金内払を行い、残余の金額に対して車両債を発行して支払にあてる。この車両債は通常社債権者保護のため受託会社に信託される。しかし、車両債の元利およびそれに伴う費用が全額支払われるまでは、車両の所有権が車両会社に留保される。

2 フィラデルフィア法

米国においてもっとも多く利用されているもので、鉄道会社は車両製造会社と車両の製作に関する契約を締結し、車両の所有権を信託会社に移転するとともに、1と同様、車両製造会社に15%ないし25%の内払を行い、残余に対して信託会社が信託証券を発行し、市場に売却して得た資金を車両会社に支払う。つぎに車両製造会社は完成した車両を信託会社に引渡し、鉄道と信託会社とは車両賃貸借契約を締結し、鉄道会社から債券の元金金その他付帯費用相当額の賃借料の支払を受けることとし、その契約条件が履行されたとき初めて車両の所有権が鉄道会社に移転する。したがってこの場合、債券は賃貸権に対する受益証券の性格をもつことになる。

米国における車両債は10年満期が標準であるが、最近15年満期のものが増えている。この債券は特別な担保力が認められる結果、利率は一般の社債より低率となっている。

車両賃は最近における国鉄の車両費予算の縮減に伴ない、民間資金による車両製造方法の一環として考えられるものであるが、わが国の金融市場の特殊性にかんがみ、その発行については幾多の困難が伴なうので、現在ではまだ研究の段階にある。(三村 順)

しゃりょうしゅ 車両
手 客貨車区・客車区・
貨車区・電車区におか
れた職で、機械器具等
の掃除の職に従事しな
がら、車両の構造作用
その他を見習うことを
職務としていたもので
あるが、昭和32・1から
*整備掛となった。
機関区における庫内
手(現在の整備掛)と同
様に、将車両掛または
電車運転士になるた
めの過程として、ふむ

べき第1段階となっていた。(加藤誠次郎)

しゃりょうしゅうぜんこうてい 車両修繕工程 工場で車両を修繕する場合、修繕着手から落成までの検査・解体・修繕・組立・部品加修などの作業別分担および作業時間をいう。

修繕工程は車種（蒸気機関車・電気機関車・電動車・付随車・気動車・客車および貨車）と修繕種別（甲修繕・乙修繕・丙修繕・機関定期修繕などの区別）によってだいたい一定した順序で行われるから、車種と修繕種別ごとに、入場から出場までの在場日数を短縮し、作業の無駄を省いて作業計画を容易にするため、基準となる工程を定めたものを標準工程と称し、工場ごとに作られている。またこれを図表としたものを標準工程表という。あらかじめ標準工程を定めておけば、車両の入場日が決まれば、作業の着手順序や予定日時が決まるので、要員配置や作業資材

蒸汽機関車甲修繕標準工程表例									
日 程 作業時刻	2	3	4	5	6	7	8	9	10
生	12.30 解体検査	日 加 修			各機16.00	車入 15.00	構内 15.00		
主 台 ワ	15.00 解体検査	日 加 修							
軸 箱 守	16.00 解体検査	16.00 車入	17.00 E 加 修	17.00 C 加 修					
台車、台ワ	14.00	E M B 加 修							
軸 フ サ ビ			E M 加 修			約込			
車 輪	14.00 検査運搬	E M 加 修							
ピストン クロスヘッド	14.00 検査	E M 加 修	(B) (27.0)		取 付	12.00			
シリンダ	15.00 検査	X	12.00						
		約込							
開 装 置	16.00 検査	16.00 S 加 修	17.00 E M 加 修				調整 12.00		
主 連 棒	17.00 解体検査	B 加 修	12.00	E M 加 修		13.00			
連 結 棒	17.00 解体検査	B 加 修	12.00	E M 加 修		13.00			
		調整				7 時頃 11.00			
バネ及び設置	18.00 検査	S 加 修	12.00	E M 加 修					
7L-キ装置	19.00 検査	B 加 修	12.00	E M 加 修					
		E M 加 修					取付 12.00		
缶 灯 罩	18.00 検査	E M 加 修	12.00	取付					
給水配管及 空 制	18.00 解体検査	E M 加 修			試験				
屋根、灰箱	14.00 解体検査	灰箱 日 加 修	12.00						
	10.00	E 日 加 修			P 塗装 16.00				
水 ソ ウ	(機タンク) 解体	B 加 修	12.00						
	15.00	日 加 修			P 塗装、機タンク P				
炭 水 車	14.00 検査	E M 加 修	12.00			取付 12.00			
		E 加 修				12.00	取付 12.00		
管 類		調 整				取付 16.00			
点 灯 装置	12.00 解体検査	D 2 灯 取 装 換							
		配 電	機 能 調 整				12.00		